

■建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料

(円/件)

建物種別			区分	証明申請手数料	変更証明申請手数料	軽微変更証明申請手数料
非住宅 建築物等	工場等	(一) モデル建築物法	～300㎡未満	20,000	10,000	10,000
			300㎡～500㎡以下	29,000	14,000	14,000
		(二) モデル建築物法を除く	～300㎡未満	22,000	11,000	11,000
			300㎡～500㎡以下	31,000	15,000	15,000
	工場等以外	(三) モデル建築物法	～300㎡未満	98,000	50,000	50,000
			300㎡～500㎡以下	129,000	65,000	65,000
		(四) モデル建築物法を除く	～300㎡未満	173,000	87,000	87,000
			300㎡～500㎡以下	234,000	117,000	117,000
住 宅	一戸建ての住宅	(五) 計算基準	～200㎡未満	39,000	20,000	20,000
			200㎡～	43,000	22,000	22,000
		(六) 仕様基準等（注2）	～200㎡未満	20,000	10,000	10,000
			200㎡～	21,000	11,000	11,000
		(七) 計算・仕様以外	～200㎡未満	29,000	15,000	15,000
			200㎡～	32,000	16,000	16,000
	共同住宅等	(八) 計算基準	～4戸以下	128,000	64,000	64,000
			5戸～15戸	267,000	134,000	134,000
			16戸以上～	360,000	181,000	181,000
		(九) 仕様基準等（注2）	～4戸以下	56,000	28,000	28,000
			5戸～15戸	112,000	57,000	57,000
			16戸以上～	166,000	84,000	84,000
		(十) 計算・仕様以外	～4戸以下	92,000	46,000	46,000
			5戸～15戸	189,000	95,000	95,000
			16戸以上～	263,000	132,000	132,000

(注1) 平屋建てかつ200㎡未満の建築物（新3号建築物）は、省エネ基準適合の審査の対象外となります。

(注2) 確認申請の中で仕様基準の審査を受ける場合、別途、加算手数料が発生します。詳しくは建築確認申請手数料をご参照ください。

用語について

- ・非住宅建築物等：非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分をいう。
- ・工場等：建築基準法上の用途が、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。
- ・共同住宅等：共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- ・複合建築物：非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。

特記事項

- ・手数料を算定する床面積は、建築基準法の床面積に応じて徴収する（増改築の場合、増加する床面積に応じて徴収する）
- ・非住宅建築物等のうち「工場等」と「工場等以外」の用途が存在する建築物において、工場等の部分の床面積に応じて（一）又は（二）の額と、工場等の部分以外の床面積に応じて（三）又は（四）の額を合算して算定した額Aと、工場等の部分の床面積を工場等の部分以外の部分の床面積とみなした場合の全体の床面積に応じて（三）又は（四）に定める額Bの、
A・Bいずれか低い額とする。（※1）
- ・共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分において、同一建築物で複数の評価方法を使用する場合、各判定方法及び戸数に応じて、（八）から（十）を合算した額とする。（※2）
- ・複合建築物において、非住宅部分の床面積（一）から（四）に定める額又は（※1）より算定した額と複合建築物に係る住宅部分の戸数（八）から（十）に定める額又は（※2）により算定した額を合算した額とする。